

令和6年度所沢市下水道事業会計予算

( 総 則 )

第 1 条 令和6年度所沢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 水洗化戸数     | 162,060 戸                 |
| (2) 年間処理水量    | 36,562,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量  | 100,160 m <sup>3</sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                           |
| 下水道管渠布設及び更新事業 | 2,024,123 千円              |
| 施設整備改良事業      | 975,046 千円                |

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

|               |   |              |
|---------------|---|--------------|
|               | 収 | 入            |
| 第 1 款 下水道事業収益 |   | 6,289,510 千円 |
| 第 1 項 営業収益    |   | 4,759,922 千円 |
| 第 2 項 営業外収益   |   | 1,516,105 千円 |
| 第 3 項 特別利益    |   | 13,483 千円    |
|               | 支 | 出            |
| 第 1 款 下水道事業費  |   | 6,113,462 千円 |
| 第 1 項 営業費用    |   | 5,795,667 千円 |
| 第 2 項 営業外費用   |   | 307,795 千円   |
| 第 3 項 予備費     |   | 10,000 千円    |

( 資本的収入及び支出 )

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 272, 729 千円は過年度分損益勘定留保資金 1, 935, 930 千円、当年度分損益勘定留保資金 33, 480 千円、減債積立金 1, 418 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 301, 901 千円で補てんするものとする。）。

|                | 収 | 入              |
|----------------|---|----------------|
| 第 1 款 資本的収入    |   | 2, 931, 998 千円 |
| 第 1 項 企業債      |   | 2, 426, 100 千円 |
| 第 2 項 固定資産売却代金 |   | 19 千円          |
| 第 3 項 負担金      |   | 265, 447 千円    |
| 第 4 項 補助金      |   | 236, 000 千円    |
| 第 5 項 長期貸付金償還金 |   | 4, 432 千円      |

|              | 支 | 出              |
|--------------|---|----------------|
| 第 1 款 資本的支出  |   | 5, 204, 727 千円 |
| 第 1 項 建設改良費  |   | 4, 103, 471 千円 |
| 第 2 項 企業債償還金 |   | 1, 095, 256 千円 |
| 第 3 項 長期貸付金  |   | 6, 000 千円      |

( 継続費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

| 款     | 項     | 事業名                                | 総額          | 年度 | 年割額         |
|-------|-------|------------------------------------|-------------|----|-------------|
| 資本的支出 | 建設改良費 | 雨水貯留施設（雨水調整池）築造事業（上新井地区雨水貯留施設築造工事） | 477, 000 千円 | 6  | 153, 000 千円 |
|       |       |                                    |             | 7  | 324, 000 千円 |

( 債務負担行為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項                             | 期 間     | 限 度 額      |
|---------------------------------|---------|------------|
| 下水道管理事務所 複写機賃借料(再リース3回目)        | 令和7年度まで | 12千円       |
| 令和7年度開始前に契約事務を行う業務<br>(委託料・賃借料) | 令和7年度まで | 契約により決定した額 |

( 企業債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的   | 限度額          | 起債の方法              | 利 率  | 償 還 の 方 法   |
|---------|--------------|--------------------|--|---|
| 公共下水道事業 | 2,154,900 千円 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式<br>で借り入れる政府資金及び<br>機構資金について、利率の<br>見直しを行った後において<br>は、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、<br>銀行その他の場合にはその債権者と協定する<br>融資条件による。<br>ただし、企業財政の都合により据置期間及<br>び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は<br>低利に借換えすることができる。 |
| 流域下水道事業 | 271,200 千円   |                    |  |   |
| 計       | 2,426,100 千円 |                    |  |   |

( 一時借入金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金の間の流用

（ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 ）

第 10 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 617,675 千円 |
| (2) 交際費   | 50 千円      |

（ 他会計からの補助金 ）

第 11 条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、50,000千円である。

（ たな卸資産購入限度額 ）

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、9,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊